

平成19年度以降の指導監査の実施について（平 19 . 2 . 19）

1 指導監督の適切な実施について

「介護保険施設等の指導監督について」（平 18 . 10 . 23）

「介護保険施設等実地指導マニュアル」（平 19 . 2 . 7）

1 - 2 留意事項

- ・ サービス利用に関する利用者と事業者等の適正な環境作り
- ・ 介護サービス事業者等の育成支援を主眼

集団指導

事業者に対する情報伝達の場合

- ・ 遵守すべき介護保険制度の内容
- ・ 各種サービスの提供の取り扱い
- ・ 報酬請求に関する事項

講習会方式にとらわれず創意工夫・効率的・効果的方法

実地指導

19年度重点事項

- ・ 認知症高齢者や介護が必要な度合いの高い中重度の高齢者に対応したサービスの質的向上を図ること

虐待防止法

身体拘束禁止 廃止未実施減算創設への対応

以下の点を事業者に重点的に

高齢者虐待及び身体拘束についての認識の普及

高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の促進

高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に向けた事業者等の積極的な取り組みの推進

指定基準及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に規定されているケアプランを含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進

「ケアプラン」や「他職種共同によるケア」をベースにした報酬上の加算についての適正な請求の推進

運営指導

- ・ 「運営指導マニュアル」を参考に指導に
- ・ ケアプランの個々の内容や実施方法にそのものに関与するのではなく、虐待防止や身体拘束禁止につながる「個別の利用者へのサービス提供プロセス」の重要性の理解等主眼

報酬請求投指導

- ・ 18年度改正で各種加算が相当数創設

\* 介護保険指導室

\* 老健局長通知

\* 老指発 0207001号

東社協で@1800

\* 法律

\* 指定基準、算定構造

\* 指定基準再確認

\* 減算・加算確認

\* 実地指導マニュアル

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者自身で請求にあたって不備等がないよう確認し、請求することが求められている。</li> </ul>	<p>* 拳証責任は事業者にある</p>
<p>2 監査指針について</p>	<p>* 都道府県、市町村の責務</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来指定基準の遵守は、事業者の最低限の責務だが、</li> <li>・ 指定基準違反を認識していて放置 不正請求を行う悪質業者等に対し、不適正を是正する 監査は、悪質な事業者等に対し、機動的に対処することが重要 <b>監査実施の留意事項</b></li> </ul>	<p>* 都道府県、市町村の責務</p>
<p>法律や指定基準の根拠条文を明確にして不正・違反事実を判断 不正等の事実内容について、拳証資料を的確に把握し、相手方 事業者管理者等から不正・違反事実の確認が取れる書類を徴収 指定違反基準を伴わない「不正請求監査」では、介護保険法上、 指定取消等の適用を判断すると共に「偽りその他の不正行為」 によるものかについて「不当利得の徴収等」の観点から判断等 指定権者と保険者の十分な連携 指定基準違反を確認するための悉皆チェック方式を報告等を都 道府県・市町村が実施することは可能だが、行政事務上の効率 性や効果も十分考慮して取り組まれないこと</p>	<p>* 民法 703 条 同 704 条 * 法第五章</p>
<p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型サービスの事業者監査の場合、認知症高齢者が多数 利用していること等を十分理解して、利用者処遇上の困難性にも 配慮し、画一的監査にならないよう留意されたい</li> <li>・ 改善勧告書、改善命令書、改善報告書のひな形あり、活用を 都道府県における市町村への助言 略</li> </ul>	
<p>3 厚労大臣の監督上の役割</p>	<p>* 法 2 4 条</p>
<p>(1) 都道府県及び市町村に対する厚労大臣の関与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法五章の事務は、地方自治法上の自治事務</li> <li>・ が、制度上必要な関与は、自治法上「法律又はこれに基づく政令」とあり、介護保険法上 197 条に規定</li> <li>・ 197 条による助言・勧告に際して、各都道府県等から指導監督事務の実施状況についてヒヤリング</li> <li>・ 本省では、都道府県・指定都市・中核市を対象に毎年</li> <li>・ 地方厚生局で、市町村を対象に実地に指導監督状況のヒヤリング</li> </ul> <p>(2) 事業者等に対する厚労大臣による関与</p> <p>国は、都道府県・市町村への指導監督状況ヒヤリングと併せ、事業者等に合同指導として実地指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国から事業者等へ通知し、報告を求める</li> <li>・ 19 年度実施スケジュール、別添 5 月頃から</li> </ul>	<p>* 法 2 4 条</p>

## 実施指導マニュアルについて

### 1 指導マニュアル導入の趣旨

- ・後期高齢者の増加にともない、中重度高齢者が増加  
認知症高齢者も増加  
従来の身体的ケアから、より高度で専門的ケアとなる「身体的  
ケア + 認知症ケア」が必要
- ・18年度介護報酬改正で、身体拘束廃止未実施減算導入
- ・行動障害の高齢者への虐待が深刻な問題  
18年度から適切な対応が求められている
- ・サービスの質の向上の取り組みとして  
高齢者虐待防止法  
身体拘束廃止  
個別ケアに向けた取り組みを重視する加算請求について

\* 加算減算の確認

\* 虐待防止

\* 事業者指導重点

### 2 実施指導マニュアルの構成（三部構成）

- 運営マニュアル  
政策上の課題である「高齢者虐待防止」「身体拘束廃止」等につなげる運営上の指導
- 運営指導  
運営指導（利用者の生活実態の確認）  
運営指導（サービスの質に関する確認）  
身体拘束廃止に関する指導について  
報酬請求マニュアル  
個別ケアの取り組みを重視した加算報酬請求についての普及啓発としての指導
- 報酬請求マニュアルについて  
各種加算等自己点検シート  
別冊  
関係法令  
加算・減算適用要件等一覧

関係指定基準  
での確認

実地指導  
マニュアルの活用

### 3 運営指導マニュアル仕様にあたっての留意事項

- 個々のケアプランやサービスの提供のされ方をチェックするのでなくも、運営上のサービスのプロセスを理解できるよう実地にその事業者等の認識や理解度の程度、体制に応じて指導を行うことで、サービスの質の向上を図るもの

\* 指定基準の確認  
読み込み

### 4 報酬マニュアルの使用にあたっての留意事項

- ・自己点検シートを事業者等に実地指導の事前に送付して自己点

\* 個々の加算請求

<p>検を行うことで、加算等に必要とされる報酬基準上の体制や実施内容が十分理解され、適切なサービス確保につなげることを目的</p>	<p>の是非のみに特化しない</p>
<p>5 居宅サービス事業者に対する指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点事項の高齢者虐待防止の観点から、集団指導の場の活用と共に、実地指導時は、事業者に対して十分理解と周知を図る</li> <li>・ 報酬基準上の体制や実施内容の十分な理解の促進と適切なサービスの確保に資するよう</li> </ul> <p>なお、指導方針が異なることにより、重大な問題が生じる恐れがあることから、指導内容に疑義があるときは国に照会する等統一的指導方針とならないよう留意</p>	<p>以上</p>
<p>6 好事例の活用</p>	<p>以下略</p> <p>全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 19.2.19 から</p>

「介護給付適正化計画について（070629厚労省老健局）」抜粋

介護給付適正化計画の必要性

- 1 介護給付適正化の基本とは
  - (2) 介護給付の適正化を図ることは、不正な給付を削減する一方で、利用者に対する適切なサービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めると共に、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて持続可能な介護保険制度の構築に資するもの
- 2 介護給付適正化の3つの要
  - (1) 要介護認定の適正化
  - (2) ケアマネジメント等の適切化
  - (3) 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
- 3 介護給付適正化計画の狙い
  - ・ 平成 19 年度中に各都道府県において、「介護給付適正化計画」を策定し、平成 20 年度から適正化事業の全国展開 第四期介護保険事業計画に反映

これまでの取り組み
- 2 これまで実施してきた主な事業
 

要介護認定調査の適正化、ケアプランチェック、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合、介護給付費通知等

これまでの取組評価 略

適正化に関する制度改正
- 1 要介護認定の適正化関連

- ・ 新規申請の認定調査は原則として市町村
- 2 ケアマネジメント等の適正化関連
    - ・ ケアマネジャーについて、更新制、二重指定制の導入、不正ケアマネジャーに対する罰則強化 等
    - ・ 住宅改修の事前申請制度、福祉用具販売に係る事業者指定制の導入
  - 3 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切実施
    - ・ 事業者指定に関する欠格要件の追加、指定の更新制の導入
    - ・ 都道府県の事業者に対する業務改善勧告、業務改善命令等指導監督権限の追加  
これからの取組
- 1 基本的考え方
    - (1) 限られた職員で効果が上がりやすいポイントを見極めて、重点的な取組を進める
    - (2) 以下の三位一体の適正化を進める
      - 国 情報収集・情報提供、制度やシステムの改善・見直し、予算上の支援
      - 都道府県 指導・監査体制の充実、保険者実施事業の支援
      - 保険者 地域の実情に応じて適正化事業を実施
  - 2 国が検討している主な支援事業
 

適正化事業に必要な情報提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直し

    - (1) 要介護認定の適正化対策
    - (2) ケアマネジメント等の適切化対策
      - ケアプランの点検体制の整備、介護支援専門員に対する支援等先駆的实施例の説明・普及
      - ケアプラン点検支援マニュアルの作成（平成 19 年度中）
    - (3) 事業者のサービス提供体制及び介護報酬の適正化対策
      - 都道府県・市町村の指導監査体制強化のための地方交付税措置
      - 国保連介護保険支払いシステム及び介護給付適正化システムの機能拡充
    - (4) 適正化事業の効果分析結果の提供
      - 9 月頃：ヒヤリングを踏まえた優良事例の紹介
      - 20 年 3 月頃：18 年度適正化事業による介護保険給付実績等への影響分析
  - 3 都道府県が行う適正化事業
    - (1) 都道府県による適正化事業の実施
      - 監査体制の充実、24 年度までに全営利法人介護サービス事業所へ指導監査実施、事業者への制度内容の説明、介護報酬請求の適正化指導、利用者からの苦情、事業所職員からの通報情報の的確な把握と分析を行い、関係機関の情報共有化
    - (2) 保険者の実施する適正化事業への情報提供、助言、支援
      - 保険者に対する情報提供・指導、要介護認定に係る知識・技能の修得を目的とした「調査認定員等研修事業」の実施
  - 4 保険者が行う適正化事業
    - (1) 要介護認定の適正化
      - 認定調査の直営化、経過措置終了に備えた計画的対応
      - 民間事業者に委託している認定調査（経過措置の新規調査及び変更・更新申請

調査)の結果に対する市町村職員による点検

一次判定・二次判定の軽重度者変更率の地域格差・合議体格差等を把握・分析する等格差是正への取組

変更・更新申請の適正化のため、市町村職員による調査、指定市町村事務委託法人への調査の委託等の検討の実施

(2) ケアマネジメント等の適正化

利用者の自立支援に資する適切なケアプランか等に着目した点検

住宅改修の事前訪問調査や事後確認の推進

ケアマネジャーに対する研修、情報交換会の計画的開催

(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

指導監督体制の強化、及び営利法人を対象とした重点的な指導監査の推進

保険者又は国保連に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握・分析と効率的な事業者指導

国保連審査で、返戻及び減額等の多い事業者に対する重点的指導

受給者等からの架空請求や過剰請求等情報に基づき、監査の実施

国保連介護給付費適正化システムからの医療情報との突合及び縦覧点検結果に基づく過誤調整等の実施

(4) 制度の周知

受給者等に対して制度内容等の周知・広報の実施